

事 務 連 絡  
令和8年2月4日

都道府県担当者各位

水産庁漁政部加工流通課  
水産流通適正化推進室

漁業法及び水産流通適正化法の一部改正法に関する説明会の開催について

平素より水産行政にご理解・ご協力を賜り誠にありがとうございます。

昨年公布された「漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、令和8年4月1日から太平洋クロマグロ(30kg以上)が水産流通適正化法の対象となります。これにより、太平洋クロマグロの大型魚(30kg以上)で、かつ、解体前のもの(生鮮・冷蔵のラウンド、えら腹抜き(GG)、ドレス)の取引時には情報伝達や取引記録の作成・保存、輸出時には適法漁獲等証明書の添付が必要となります。

つきましては、本改正法に関する関係事業者(漁業者、養殖業者、漁協関係団体、加工・流通事業者、輸出・輸入事業者、小売事業者、自治体等)向けの説明会を、下記の日程により実施いたします。本説明会においては、今までご説明させていただいた内容に加えて、漁業者、事業者等の皆様から特に質問の多かった内容についても説明する予定です。

お忙しいところ大変恐縮ではございますが、貴都道府県下の関係者の皆様への周知方お願いいたします。

記

日時：令和8年2月26日(木) 13:30～

方法：WEB会議(Webex)

※説明会にご参加いただく場合には、水産庁HPからご登録ください。

(〆切：令和8年2月24日(水) 17:00)

<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/kaiseihoucaravan.html>

【連絡先】

水産庁漁政部加工流通課水産流通適正化推進室

担 当：長野、大園、長尾

T E L：03-6744-2519

E-mail：suisan\_hokaisei2024@maff.go.jp